

公安委員会に対する苦情申出制度について

沖縄県公安委員会では、警察法第79条の規定に基づいて、沖縄県警察職員の職務執行についての苦情申出を受け付けています。

本制度における苦情とは

- ・ 警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服
- ・ 警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満を言います。

明らかに警察の任務とは言えない事項に関する申出や、申出者本人と直接関係のない一般論として申し出られた苦情、提言などは、本制度の対象にはなりません。

また、公安委員会は、個別の犯罪捜査について直接の指揮はできません。

告訴・告発状の提出や犯罪捜査に関するご質問・ご要望は、直接警察署にお申し出ください。

苦情申出方法

苦情の申出をされる方は、下記事項を記載した文書を提出(郵送でも可)してください。

様式については特に定めはありませんが、電子メールやFAXでの申出は本制度に含まれません。

- ・ 申出者の氏名・住所・電話番号
- ・ 申出者の住所以外の連絡先へ処理結果の通知を求める場合には、その連絡先の名称・住所・電話番号
- ・ 苦情申出の原因たる警察職員の職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事案の概要
- ・ 苦情申出の原因たる警察職員の職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容

※ 申出者が苦情申出書を作成することが困難な場合には、苦情申出書の作成を援助します。

提出先

〈郵送する場合〉

〒900-0021

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県公安委員会

〈持参する場合〉

原則として、執務時間内(平日09:30-18:15)に、沖縄県公安委員会(窓口:警察本部総務課公安委員会補佐室)又は警察署に提出してください。

苦情処理の流れ

公安委員会の指示

本制度による苦情の申出を受理した沖縄県公安委員会は、沖縄県警察に対し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を行わせます。

沖縄県警察による調査及び報告

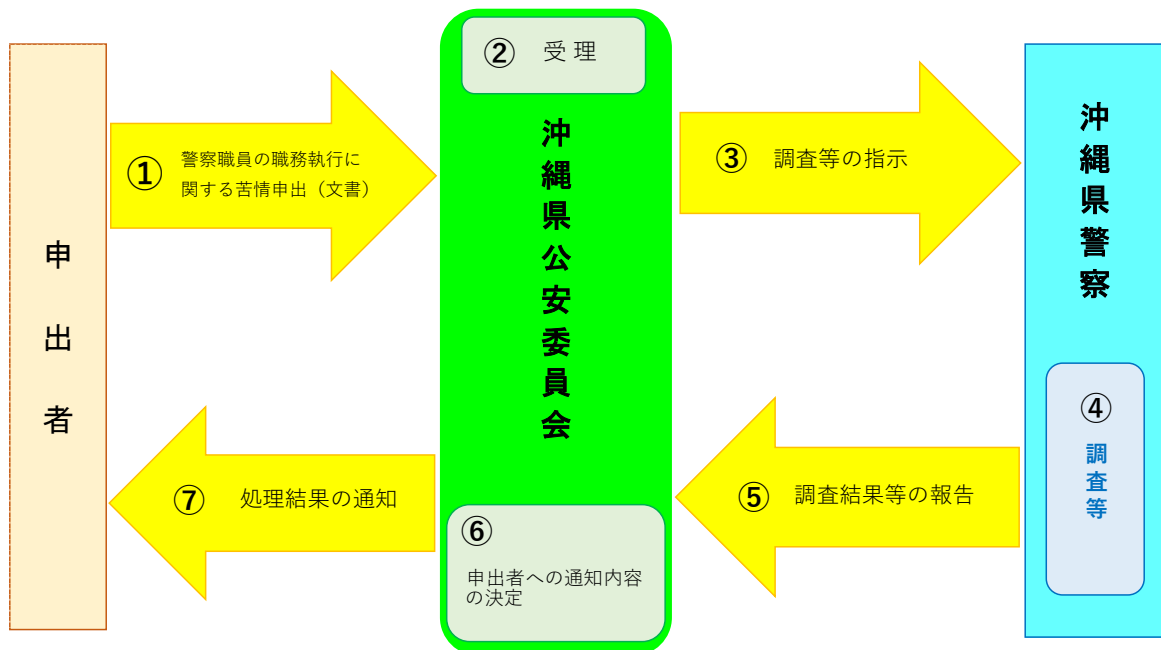
沖縄県公安委員会から指示等を受けた警察本部長等は、必要な調査及びその結果を踏まえた措置を行い、その調査結果及び措置について沖縄県公安委員会に報告します。

報告を受けた沖縄県公安委員会は、当該調査が不十分であると認められる場合や取扱いが不適切であると認められる場合は、再調査や是正措置などの指示をすることとなります。

処理結果の通知

沖縄県警察から報告を受けた沖縄県公安委員会は、当該報告を基に審議の上、通知内容を決定し、苦情の申出者に処理結果を文書で通知します。

※ 回答は、事実調査等の後になるため、日数を要することを御了承ください。



苦情申出書によらない苦情への対応について

警察法に規定された苦情申出制度（公安委員会あての文書による苦情）以外の、電話や口頭などによる公安委員会あて苦情についても、この制度の趣旨に沿って公安委員会に報告するとともに、事実関係の調査や必要な措置をとった上で、文書、口頭、電話など適切な方法で申出者に通知することとしています。